

【院内感染対策指針】

医療法人メディケアアライアンス

あおぞら病院

1 院内感染対策における基本的な考え方

- (1) 院内感染の発生を防止し、予防活動の円滑な実施を図る。
- (2) 労働安全衛生法の主旨に基づき、職場の労働安全管理に関する基本的事項を定め、職員の安全と健康を確保する。

2 院内感染対策のための委員会その他の当院の組織に関する基本的事項

- (1) 委員会の開催は、原則として月に1回定期的に行き、必要に応じて臨時委員会を招集することもある。
- (2) 委員会のメンバーは、院長をはじめとし各部門から委員を選出する。
- (3) 委員会は次にあげる事項について、他の委員会等と連携し審議・研究・実施にあたる。
 - ① 院内感染防止のための職員に対する教育・訓練・啓蒙に関すること
 - ② 病院における防止対策の業務におけるマニュアルの作成
 - ③ 院内感染発生時の疫学的分析による対策の実施に関すること
 - ④ 院内感染防止の調査研究に関すること
 - ⑤ 環境改善に関すること
 - ⑥ 職員の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
 - ⑦ 職員の安全または衛生教育の実施に関すること
 - ⑧ 定期的な健康診断の実施、その他の健康管理に関すること
 - ⑨ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
 - ⑩ その他感染防止や労働災害を防止するために委員長が認めた事項

3 院内感染対策のための従業員に対する研修に関する基本方針

院内教育の一環として、職員一人一人に感染症全般、労働安全に対する正しい知識を持たせ事例についての対応を教育する。

4 感染症発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員は自己の院内感染の疑いがあるとき及び疑いの患者を認知したときは、委員会、各部署長を通じて直ちに委員長に報告する。
- (2) 各部署の長は、院内感染報告書を作成し委員長へ報告する。
- (3) 治癒・退院・隔離解除についても同様に報告する。
- (4) 院内感染を波及させないように素早く対策をたて実行する。

5 患者様、ご家族様に対する基本方針

- (1) 患者様の安全を第一に考え、院内感染を未然に防ぐ努力を怠らない。

- (2) 院内感染が発生した場合には、他の患者様に伝播することのないよう、スタッフ全員で安全で安心できる環境づくりに最善を尽くす。
- (3) 患者様、ご家族様に協力を得るために、医師・看護師から十分に説明を行う。
- (4) 患者様、ご家族様からのご意見に耳を傾け、院内感染管理に反映して行く。

6. その他の院内感染対策推進のために必要な基本方針

- (1) 患者様、職員の安全・健康を守り、チーム医療としての組織的運営を図り、経済性も考える。
- (2) 院内の巡視・点検を行い定期的にマニュアルの見直しを行う。

7. 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針「院内感染対策マニュアル」は、院内 Web（イントラネット）により全職員が閲覧できる。また、当院 HP（ホームページ）において、患者様及びご家族様等に一般公開する。

附則 この指針は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附則 改訂
この指針は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附則 改訂（「7」追加）
この指針は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。